

加古川市認定新規就農者サポート事務取扱要領

令和6年6月26日

産業経済部長決定

(目的)

第1条 この要領は、加古川市就農環境向上事業における認定新規就農者サポートに係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(サポート対象者)

第2条 サポートを希望する者（以下「サポート対象者」という。）は、令和6年4月1日以降で、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第3項により市長が青年等就農計画を認定した者（以下「認定新規就農者」という。）とする。

(伴走者の要件)

第3条 サポートをする者（以下「伴走者」という。）は、法第12条第5項により市長が農業経営改善計画を認定した者及び加古川市において農業経営を営む者のうち法第13条の2第1項により他の地方公共団体の長又は農林水産大臣が農業経営改善計画を認定した者（以下「認定農業者」という。）、または認定新規就農者のうち、伴走者となることを希望する者の中から市長が登録する。

2 伴走者は、前年所得もしくは直近1年間の決算で、青年等就農計画の認定基準である、「主たる農業従事者1人当たりの農業所得が200万円程度」を満たす者とする。

(伴走者の登録)

第4条 伴走者となることを希望する者は、認定新規就農者伴走者登録書（様式第1号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の提出があった場合は、前条の要件を満たす者であるかを確認した上で、伴走者一覧（様式第2号）を作成する。

(伴走者の役割)

第5条 伴走者は、サポート対象者が青年等就農計画で設定した農業所得の目標を達成するために必要な経営に関する助言等を行う。

(サポートの申請)

第6条 伴走者の支援を希望するサポート対象者は、認定新規就農者サポート申請書（様式第3号）を市長に提出する。

- 2 市長は、前項の提出があった場合は、サポート対象者が希望する伴走者に、サポートが可能であるかを確認する。
- 3 市長は、前項により伴走者がサポート可能であると判断した場合、認定新規就農者サポート伴走者決定通知(様式第4号)によりサポート対象者及び伴走者に通知する。
- 4 市長は、第2項により伴走者のサポートが困難であると判断した場合、伴走者調整結果通知(様式第5号)により対象者に通知する。

(サポートの継続)

- 第7条 サポート対象者は、伴走者のサポートを農業経営開始日から6箇月ごとに最長5年間受けることができる。なお、サポート期間が複数年度にわたる場合、サポート対象者は実施年度ごとにサポート申請を行うものとする。
- 2 前項の申請に関する手続きは、前条に準じて行う。

(実施結果の報告)

- 第8条 伴走者は、第6条第3項の通知に記載のあるサポートを完了したときは、各回ごとに速やかにサポート内容報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(伴走者への支払い)

- 第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、次の各号のとおり伴走者に支払いを行う。
- (1) 伴走者が個人の場合は、謝礼を1回当たり35,000円支払う。
 - (2) 伴走者が法人の場合は、手数料を1回当たり33,000円支払う。

附 則

この要領は、令和6年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。